

..... 第4章 .....

# 計画の推進



## 第1節 計画の進行管理

長期的な目標の実現に向けて、環境政策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施などについて、その実効性を担保するため、進行管理を行います。

### 1 計画の進捗状況の点検・公表

本計画を着実に実行するため、環境の状況及び環境の保全に関する各主体の取組みについて、各指標の状況等を踏まえ、進捗状況を点検し、年次報告書を作成、公表します。

また、ホームページ等で施策の進捗状況及び環境情報等の提供を行い、市民・事業者からの意見の聴取に努めます。

### 2 計画の見直し

環境の保全に関する施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて施策や指標、目標値の見直しを行います。

### 3 環境マネジメントシステムによる管理

環境マネジメントシステム\*に基づく進行管理の仕組み（PDCAサイクル\*）を運用することにより、環境基本計画に掲げる環境保全に関する施策や取組みを推進します。

## 第2節 計画の推進体制

市民、事業者、市の各主体が協働して環境保全活動に取り組むことができるよう、協働の場や機会を整えるとともに、市役所内外の関係機関と連携し、計画の内容を実施します。また、新潟市環境審議会\*等の組織において、施策や取組みの状況を調査、審議し、本計画の推進につなげていきます。

### 1 協働の場を活用した取組みの推進

市民、事業者、市の各主体が持つさまざまな環境情報を収集・発信するとともに、にいがた市民環境会議\*や新潟地区環境保全連絡協議会\*などの協働の場を通じて、環境の保全に係る取組みを推進します。

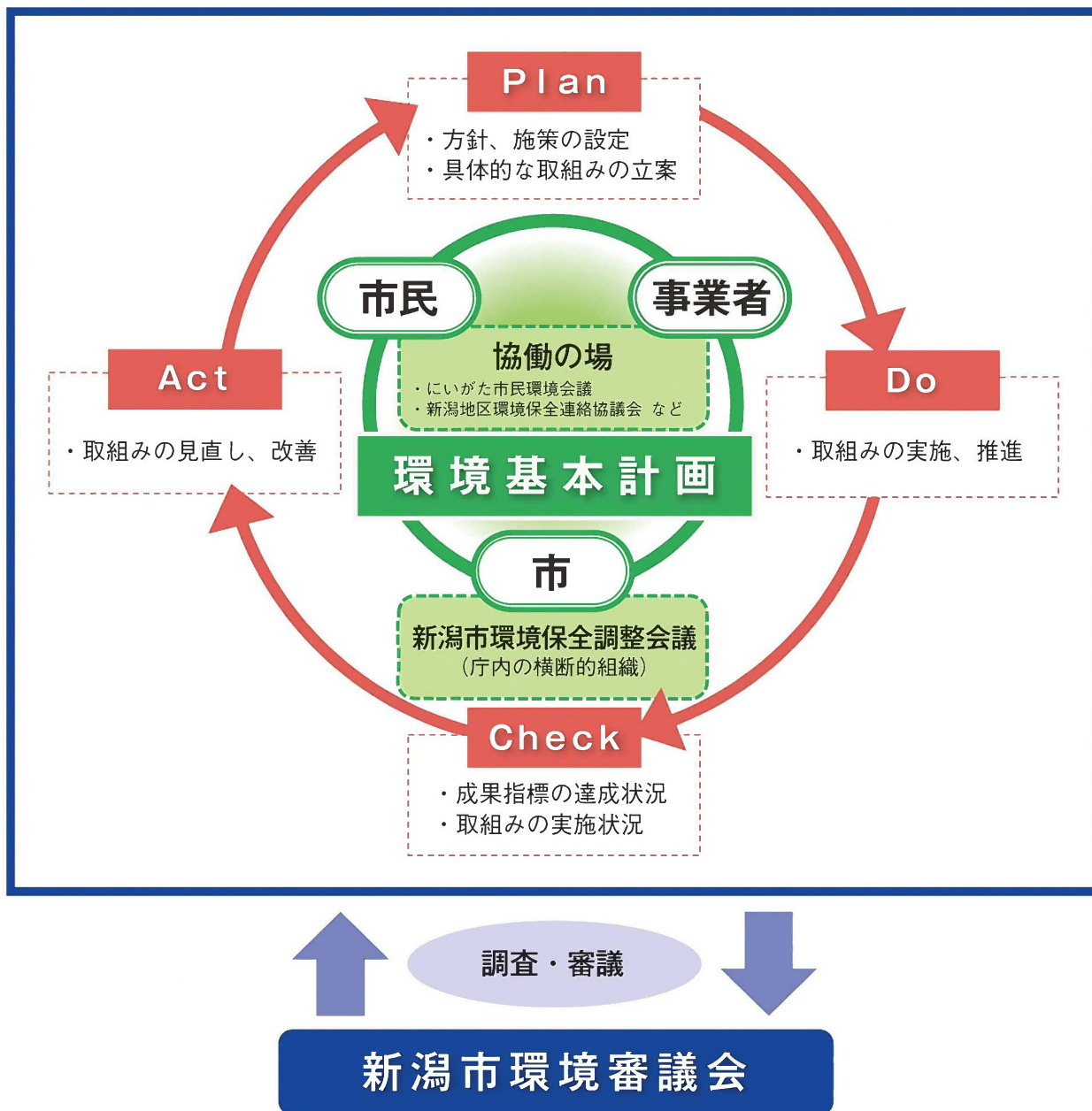
### 2 市役所内外の関係機関と連携した取組みの推進

本市における環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための組織として新潟市環境保全調整会議\*を設置しており、環境に関連する施策・事業について審議するとともに、関係部署との情報共有、連携を図りながら、市民、事業者、市が一体となった取組みを推進します。

また、広域的な取組みを必要とする施策や事業等については、国や県、近隣市町村などと連携、協力した取組みを進めます。

### 3 進捗状況の調査および審議

本計画をはじめ、本市における環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する附属機関として新潟市環境審議会\*を設置しており、新潟市環境保全調整会議\*等からの報告に基づき、計画の進捗状況について調査・審議します。



※この図において、  
 市民 …市民団体、地域団体（自治会やコミ協など）を含む  
 市（行政） …市役所などの公的機関、学校を含む

図 4-2-1：推進体制のイメージ